書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２６年（フ）第３８号
山口市朝田705番地１
破産者　渡辺　英勝
異議申述期間　平成26年９月19日まで
平成26年７月28日
山口地方裁判所民事部破産係

特別清算開始

平成２６年（ヒ）第２０５０号
東京都江東区佐賀１丁目１番12号
清算株式会社　株式会社環境ラボジャパン
代表清算人　鎮目　隆雄
１　決定年月日　平成26年７月25日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２５年（ヒ）第８号
新潟市東区津島屋７丁目30番地
清算株式会社　株式会社三都
１　決定年月日　平成26年７月25日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
新潟地方裁判所第１民事部

更生手続終結

平成２０年（ミ）第１号
鹿児島市錦江町７番37号
更生会社　折田汽船株式会社
管財人　徳永　和洋
１　主文　本件更生手続を終結する。
２　理由の要旨　更生計画の遂行
平成26年７月22日
鹿児島地方裁判所民事第３部

監 督 命 令

平成２６年（再）第２号
愛媛県西条市福成寺甲351番地の３
再生債務者　有限会社飯尾たまご
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　愛媛県西条市明屋敷651番地４　エムズビル３階　宮内法律事務所　弁護士　宮内　哲彦
平成26年７月25日　松山地方裁判所西条支部

監督命令変更

平成２６年（再）第１号
新潟県燕市吉田東栄町14番33号
再生債務者　株式会社きむら食品
主文　平成26年７月11日にした監督命令に次の事項を加える。
「４(1)㈷　事業の維持再生の支援に関する契約及び当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結」
平成26年７月24日　新潟地方裁判所民事部

再生手続終結

平成２２年（再）第２号
島根県安来市広瀬町石原349番地１
再生債務者　三洋繊維工業株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成26年７月23日　松江地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２６年（再イ）第６２号
埼玉県上尾市大字上野241番地20
再生債務者　原田　永一
１　決定年月日時　平成26年７月25日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年８月15日まで
４　一般異議申述期間　平成26年８月29日から平成26年９月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２６年（再イ）第６５号
埼玉県さいたま市南区文蔵４丁目26番３号　コーポ美竹103
再生債務者　浮島　寛之
１　決定年月日時　平成26年７月25日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年８月15日まで
４　一般異議申述期間　平成26年８月29日から平成26年９月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２６年（再イ）第１１９号
名古屋市北区鳩岡２丁目17番15号
再生債務者　永田　証巳
１　決定年月日時　平成26年７月25日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年８月15日まで
４　一般異議申述期間　平成26年８月22日から平成26年８月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（再イ）第１２６号
名古屋市千種区吹上１丁目４番16号　メゾン立石403号
再生債務者　尾山　正幸
１　決定年月日時　平成26年７月25日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年８月15日まで
４　一般異議申述期間　平成26年８月22日から平成26年８月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（再イ）第７号
愛知県江南市上奈良町久保56番地１　スペクトル江南509号
再生債務者　市谷　浩二
１　決定年月日時　平成26年７月28日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年８月18日まで
４　一般異議申述期間　平成26年８月25日から平成26年９月１日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（再イ）第１０号
長崎県諫早市福田町21番33号　スカイエイト201号
再生債務者　舟津香代子
１　決定年月日時　平成26年７月28日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年８月18日まで
４　一般異議申述期間　平成26年９月１日から平成26年９月16日まで
長崎地方裁判所大村支部

平成２６年（再イ）第１５５号
福岡県糟屋郡志免町別府１丁目20番６号　毎日興産アパート207号
再生債務者　加来　　祥
１　決定年月日時　平成26年７月22日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年８月19日まで
４　一般異議申述期間　平成26年８月26日から平成26年９月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（再イ）第１７１号
福岡市西区今宿東２丁目５番17号
再生債務者　柴田　篤志
１　決定年月日時　平成26年７月24日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年８月21日まで
４　一般異議申述期間　平成26年８月28日から平成26年９月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（再イ）第４４１号
大阪府寝屋川市萱島東３丁目24番51号
再生債務者　山本　健二
１　決定年月日時　平成26年７月25日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年８月22日まで
４　一般異議申述期間　平成26年８月25日から平成26年９月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再イ）第２３６号
大阪市住吉区南住吉１丁目９番12号コスモハイツ住吉405号
再生債務者　西本　孝仁
１　決定年月日時　平成26年７月25日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年８月22日まで
４　一般異議申述期間　平成26年８月25日から平成26年９月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部